

京都府国民健康保険団体連合会 通常総会 議事録

- 1 開催日時 令和6年7月26日(金) 午後2時～午後2時47分
- 2 開催方法 参集及びZoomによるWebのハイブリッド開催
- 3 出席者数 会員 38名(委任状による代理出席及び委任状含む)
常務理事 1名 事務局 9名
- 4 付議事項

【議決事項】

- | | |
|-------|--|
| 議第14号 | 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告 |
| 議第15号 | 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算 |
| 議第16号 | 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算 |
| 議第17号 | 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出決算 |
| 議第18号 | 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出決算 |
| 議第19号 | 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算 |
| 議第20号 | 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算 |
| 議第21号 | 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算 |
| 議第22号 | 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算 |
| 議第23号 | 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算 |

【報告事項】

(令和5年度分)

- | | |
|-------|---|
| 報告第1号 | 専決処分に付した令和5年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第1号) |
| 報告第2号 | 専決処分に付した令和5年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第1号) |
| 報告第3号 | 専決処分に付した令和5年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算(第1号) |

報告第 4 号 専決処分に付した令和 5 年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

報告第 5 号 専決処分に付した令和 5 年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

報告第 6 号 専決処分に付した令和 5 年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

（令和 6 年度分）

報告第 1 号 専決処分に付した令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

【その他】

国に財政措置を求める国保中央会による決議について

5 議事内容

（理事長挨拶）

皆さん、こんにちは。

理事長を仰せつかっております、長岡京市長の中小路 健吾です。

通常総会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

本日は、Web と参集のハイブリッド方式による総会の開催をご案内申し上げましたところ、会員の皆様方には、ご多忙の中にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から、本会の事業運営にご理解とご協力をいただいております、この場をお借りし、御礼申し上げる次第でございます。

さて、後程、事務局から事業等の報告がありますが、令和 5 年度におきましては、通常の診療報酬の審査支払等の業務に加えまして、5 年度をもって終了とされた新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種の請求支払い業務につきましても、円滑に実施することができました。

また、懸案となっておりました国保総合システムの更改費用に対する国の補助金につきましては、国保中央会や地方六団体と共に強く要望してきた結果、6 年度分として 25 億円が措置されたところであります。

今後、7 年度分の費用に対する補助金の確保に向けましても、国保中央会等と連携し、要請行動を進めて参りますので、皆様方のご協力を引き続きお願い申し上げます。

本日の総会では、令和 5 年度の事業報告や各会計決算について、ご審議をお願いしておりますほか、理事による専決処分を行いました積立金の補正予算等のご報告をさせていただきます。

ハイブリッド方式による総会のため、会員の皆様方にはご不便をおかけすることもあるとは存じますが、十分にご審議をいただきますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

(事務局)

次に、本通常総会の議長選任について、いかなる方法で選出すればよろしいでしょうか。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

特にご発言もないようですので、事務局より指名させていただいてよろしいでしょうか。ご異議のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

ご異議がございませんので、議長は京都芸術家国民健康保険組合 鎌田 幸二 理事長をお願いいたします。

— 議長による議事の進行 —

(議長)

ご指名によりまして、議長を務めさせていただきます。

議長の京都芸術家国民健康保険組合理事長の鎌田 幸二でございます。

本日の総会が円滑に運営できますよう、会員の皆様方のご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の通常総会の議事録署名人につきまして、慣例により議長より指名させていただいてよろしいですか。ご異議のある方は、挙手をお願いします。

(挙手なし)

ご異議なしと認め、議長より指名させていただきます。

城陽市の奥田市長様、八幡市の川田市長様、このお二人をお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

議決事項の議第 14 号「令和 5 年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

議第 14 号 令和 5 年度国保連合会事業報告について、ご説明いたします。

議案書の 3 頁をお開き願います。

「1 はじめに」でございます。

一つ目のマルに記載のとおり、5 年度においては、診療報酬や介護給付費及び障害介護給付費の審査支払等の通常の業務に加えて、5 年度をもって終了とされた新型コロナウイルス特例臨時接種に係る費用の請求支払業務についても、円滑な実施に努めました。

二つ目のマルへ参りまして、保険者等に対する支援については、国保データベースシステムを活用して、保健事業支援・評価委員会等による第3期データヘルス計画の策定等の支援を行うとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、京都府後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら実施しました。

三つ目のマルへ参りまして、診療報酬の審査支払業務の基幹システムである国保総合システムについては、6年1月にクラウドへ移行したうえで、4月からの支払基金との受付領域の共同利用に対応し、国保総合システムの最適化等の開発費用に対する国庫補助金については、地方六団体等のご支援の下、国保中央会とともに強く要望してきた結果、6年度分として25億円が措置されたところであり、引き続き、7年度の補助金確保に向けて要望行動を進めて参ります。

四つ目のマルへ参りまして、財政運営については、歳入の動向が業務によって異なる中であって、システムの更改財源をはじめ各業務に必要な財源を的確に確保するためには、中期的な視点に立って財政を運営することが重要であり、業務ごとの3年間の収支見通しに基づく手数料の改定等により、収支の均衡を目指すこととしています。5年度においては、健康診査及び予防接種等審査支払手数料等、5つの業務について手数料等の見直し作業を行い、6年度から必要な改定を行いました。

今後とも、保険者等の皆様方のご理解とご協力の下、経費の節減や個人情報の保護、人材の育成・確保に取り組み、保険者の共同体としての業務等を着実に進めて参ります。

4頁をお開き願います。

引き続きまして、「2 令和5年度における主な取組」でございます。

はじめに、(1) 国保連合会・国保中央会のめざす方向 2023 に基づく取組の推進については、一つ目と二つ目のマルを合わせてご覧いただきまして、審査支払機能に関する改革工程表に基づき、支払基金との審査基準の統一化等を進めることなどを記載しており、5年度までに支払基金と847項目を全国統一基準として取りまとめるとともに、審査の不合理な差異の解消を目的とした可視化レポートについては、国保事例の検証レポートを国保中央会ホームページ上に公表しています。

本会においても、これまでの通常の審査委員会業務に加え、国保内の基準統一に向けた意見聴取351件、支払基金の統一基準に係る意見聴取239件について、各専門科の診療報酬審査委員会委員の意見を基に、合同審査委員会にて合議のうえ、意見を国保中央会へ報告しています。

三つ目のマルへ参りまして、医療DXの実現に向けた全国医療情報プラットフォームの構築において、介護情報を一元的に集約し、自治体や利用者等が電子的に閲覧できる介

護情報基盤のシステム整備を国保中央会が担うことになり、8年度のシステム運用の開始に向けて開発等の準備を進めています。

また、プラットフォームの重要な役割を担う国保情報集約システムと国保データベースシステムについては、本会において6年3月にクラウドへの移行を完了しております。

次に、(2) 特別審査委員会における審査対象範囲の見直しでございます。

特別審査委員会は、高額レセプトの適正化、全国審査の平準化等の観点から、国保中央会及び支払基金のそれぞれに設置されており、5年4月から審査対象範囲が見直しされ、特定機能病院等の35万点以上の入院レセプトが特別審査の対象となる一方、入院外レセプトについては、特別審査の対象から除外されることとなりました。

5頁をご覧ください。

(3) 介護保険におけるケアプランデータ連携システムの運用でございます。

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で、介護保険の居宅サービス計画書等を電子送信するためのケアプランデータ連携システムが、5年4月から稼働し、本会においては、事業所に対して、システム利用における電子証明書の発行とライセンス料の徴収を行うとともに、普及促進に向けて、システム利用に係る動画を京都府及び京都市それぞれと共同で作成し、全事業所が視聴するように取り組みました。

介護情報基盤整備の取組と併せ、引き続き、システム利用の普及に努めて参ります。

続きまして、(4) 介護保険・障害者総合支援システムの更改に向けた取組でございます。

介護保険・障害者総合支援システムの更改にあたっては、クラウド化することとしていますが、円滑な運用を担保するため、大幅なデータ構造の変更などは行わず、インフラ環境変更に伴う対応などを優先的に実施することとされました。

国保中央会においては、クラウド環境における調達区分ごとの開発業者を決定し、本会においては、国保連合会ごとに設置が必要となる機器調達の導入決定をして更改に向けた準備を進めており、円滑な更改に努めて参ります。

最後に、(5) 予防接種事務のデジタル化の推進でございます。

マイナンバーカードを用いたオンラインでの予防接種対象者の確認やオンラインでの費用請求による予防接種事務のデジタル化において、国保中央会では、8年度に予定されている全国展開に向けて、デジタル庁が構築するパブリックメディカルハブにおける予防接種記録・予診情報管理システムなどの開発を進めており、国保中央会とともに、厚生労働省やデジタル庁と連携を図りながら、当該事務のデジタル化の推進に寄与する取組を進めて参ります。

6 頁をお開き願います。

「令和 5 年度個別取組」でございます。

6 頁から 10 頁にかけまして、会員の状況や総会、理事会など、また、役員や事務局組織の状況、各種委員会等の活動状況を記載しています。

11 頁以降では、診療報酬や柔道整復療養費等の審査取扱状況、介護保険等のサービス別審査確定件数と給付額の状況、障害介護給付費の審査確定件数と給付額の状況のほか、第三者行為損害賠償求償事務の処理状況等について記載しています。

時間の関係もあり、個々の取組状況についての説明は、省略させていただきます。

令和 5 年度事業報告のご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

特にご質問がないようですので、採決に入ります。

議第 14 号について、原案のとおり承認することに反対の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第 14 号は原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 15 号「令和 5 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算」から議第 23 号「令和 5 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算」までを一括して議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：財務課長)

議第 15 号「令和 5 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算」から議第 23 号「令和 5 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算」までは、議案書 223 頁の令和 5 年度京都府国民健康保険団体連合会決算概況を用いてご説明します。

225 頁をお開き願います。

はじめに、各会計の業務勘定を除いた歳出決算額の状況をご説明します。

なお、業務勘定については、次の頁以降で、収支状況も含めてご説明申し上げます。

まず、一般会計は、保険者からの負担金を財源として、総会等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を計理している会計で、5 年度の歳出決算額が前年度を大きく下回

っておりますのは、京都府から委託を受けた介護・福祉職員処遇改善支援事業の支払業務が4年度限りであったことによるものでございます。

次に、診療報酬審査支払特別会計でございます。

診療報酬支払勘定については、被保険者数の減少に伴う取扱件数の減により、また、公費負担医療の支払勘定については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更及び取扱件数の減により、前年度を下回る決算額となっています。一方、出産育児一時金等の支払勘定については、5年4月から、1人あたりの出産育児一時金の給付額が42万円から50万円に引き上げられたことにより、歳出決算額は増加しています。

次の抗体検査等費用支払勘定については、新型コロナワクチン接種費用の取扱件数の減により前年度を下回る決算額となっています。

次に、職員退職手当金の歳出決算額7,536万4千円は、6名の職員に対する退職手当金と退職給付引当資産への積立金で、退職職員数の増により前年度を上回っております。

次の、高額療養費支払資金貸付金特別会計は、京都府からの借入金を財源として被保険者に高額療養費相当額を貸付けるもので、令和5年度の貸付件数は、3件、貸付額27万円となっています。

次に、介護保険事業関係業務特別会計でございます。

要支援・要介護認定者数の増加による取扱件数の増を受けて、介護給付費等支払勘定、公費負担医療等に関する報酬等支払勘定ともに、前年度を上回る歳出決算額となっています。

次に、障害者総合支援法関係業務等特別会計についても、取扱件数が大幅に伸びており、障害介護給付費、障害児給付費ともに前年度を上回る歳出決算額となっています。

次に、後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。

後期高齢者医療については、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により、診療報酬等の取扱件数が増加し、歳出決算額は前年度を上回っています。一方、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定については、診療報酬審査支払特別会計と同様に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更及び取扱件数の減により、前年度を下回る決算額となっています。

次に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計でございます。

特定健診・特定保健指導等費用支払勘定については、被保険者数の減少により、歳出額は、前年度を下回っています。一方、後期高齢者健診等費用支払勘定は、被保険者数の増加により、前年度を上回る歳出決算額となっています。

最後に、第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計でございます。

損害保険会社等に対する損害賠償求償の件数は前年度に比べて増加したものの、1件当たりの求償額が減となったことなどから、保険者に対する損害賠償金の支払額は、前年度を11.4%下回っています。

226頁をお開き願います。

業務勘定の収支状況でございます。

最初に、診療報酬審査支払特別会計の業務勘定につきましては、5年度からの手数料改定に伴い審査支払手数料は増加したものの、新型コロナワクチン接種事務手数料が昨年

と比べ大幅に減少したことから、手数料収入が減となる一方で、国保総合システムの開発負担金や更改費用に充てるため減価償却引当資産と電算処理システム導入作業経費積立資産からの繰入金が増加したことなどにより、歳入決算額は、前年度を4.7%上回りました。歳出については、人件費や新型コロナワクチン接種に係る業務委託費が減となったものの、国保中央会へ国保総合システム開発負担金を支払ったことに伴い一般管理費その他が増加したほか、減価償却引当資産やICT等を活用した業務の高度化等積立資産等への積立金の増により、前年度を4.9%上回る決算額となっています。

最下段に記載しています実質的な単年度収支については、前年度に比べて3,715万4千円増加し、1,092万7千円の黒字となりました。

227頁をご覧ください。

介護保険事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

要介護等認定者数の増加による手数料の増に加えて、保険者の端末機器の更新等の受託業務による負担金収入により諸収入その他等が増加したことから、歳入決算額は、前年度を8.8%上回りました。歳出については、人件費や積立金は減少したものの、システム運用サポートの見直しによるシステム関連経費が増加したほか、取扱件数の増による国保中央会負担金の増により一般管理費その他も増加したことにより、前年度を4.2%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて1,251万6千円増加し、2,680万5千円の黒字となりました。

228頁をお開き願います。

障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定でございます。

取扱件数の増加に伴う手数料の増に加えて、繰越金も増となったことから、歳入決算額は、前年度を24.4%上回りました。歳出については、人件費は減少したものの、端末機器の増設によりシステム関連経費が増加したことに加え、業務委託費や積立金も増加したことから、前年度を26.8%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて1,626万6千円減少したものの、492万5千円の黒字となりました。

229頁をご覧ください。

後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

被保険者数の増加に伴い手数料が増となったことや国保総合システムの開発負担金や更改費用に充てるため減価償却引当資産からの繰入金等が増となったことに加えて、繰越金が増加したことから、歳入決算額は、前年度を8.2%上回りました。歳出については、取扱件数の増加に伴い人件費や業務委託費が増となったことや国保総合システム更改費用の支払いのため、システム関連経費が増加したことのほか、国保中央会へ国保総合システム開発負担金を支払ったことに伴い一般管理費その他が増加したことから、前年度を9.3%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて4,343万9千円減少し、1,171万8千円の赤字となりました。

230頁をお開き願います。

特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定でございます。

積立金の洗い替え方式により、積立金からの繰入金が大幅に増加したことに加えて、繰越金も増加したことから、歳入決算額は、前年度を 14.0%上回りました。歳出については、業務委託費が減少したほか消費税事業者納付分の減少により一般管理費その他が減となったものの、インボイス制度対応によるシステム関連経費等が増加したことのほか、積立金も増となったことから、前年度を 19.8%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて 863 万 6 千円減少し、288 万 9 千円の赤字となりました。

231 頁をご覧ください。

積立資産等の状況でございます。231 頁から 232 頁にかけまして、6 年 3 月 31 日現在の積立資産等の状況を業務勘定ごとに取りまとめておりますが、ここでは、特徴的な内容のみご説明します。

まず、5 年度は、国保総合システム更改のため、国保中央会への国保総合システム開発負担金約 2 億 4,400 万円の支払いや更改費用に対応する必要があったことから、1 診療報酬審査支払特別会計業務勘定においては、減価償却引当資産と電算処理システム導入作業経費積立資産を取崩し、232 頁の 4 後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定においては、減価償却引当資産をそれぞれ取崩しております。

次に、232 頁の 6 職員退職手当金特別会計における退職給付引当資産については、今後 5 年間の退職予定者の退職手当金見込額の 5 分の 1 を毎年度積立てるもので、5 年度末残高は、3 億 5,425 万 7 千円となっています。

233 頁をご覧ください。

本会においては、公認会計士の監査の下、貸借対照表を作成しています。

令和 6 年 3 月 31 日現在の資産等の状況は表に記載のとおりで、234 頁に記載の資産から負債を差引いた正味財産が前年度に比べて約 1 億 5,900 万円の増額となっておりますのは、ICT 等を活用した業務の高度化等積立資産の増等によるものです。

令和 5 年度京都府国民健康保険団体連合会決算概況についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございました。

ここで監査結果の報告を、京都市中央卸売市場国民健康保険組合専務理事の久保 様よりお願いいたします。

(監事：京都市中央卸売市場国民健康保険組合 専務理事（代理）)

ただ今、ご紹介いただきました京都市中央卸売市場国民健康保険組合専務理事の久保でございます。

本来、本組合辻理事長が報告すべきところでございますが、やむなく代理となり申し訳ございません。

早速ですが、議案書 235 頁の監査結果報告を読み上げさせていただきます。

京都府国民健康保険団体連合会規約第 28 条に基づき、令和 5 年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告書並びに一般会計、各特別会計歳入歳出決算書について、関係帳票並びに証拠書類等に基づき監査を行った結果、業務は適正に執行されており、また、各会計の歳入及び歳出額ともに正確であると認められたことを報告します。

今後とも業務について、徹底した経費削減の下、効率的かつ効果的な運営を行うとともに、内部監査機能及び資金管理体制の充実・強化を図られたい。

また、災害時の対策や個人情報の保護対策の一層の充実・強化に努められたい。

令和 6 年 7 月 8 日、監事 向日市長 安田 守 様、精華町長 杉浦 正省 様、京都市中央卸売市場国民健康保険組合理事長 辻 泰三。

以上でございます。

(議 長)

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

特にご質問がないようですので、採決に入ります。

議第 15 号から議第 23 号までについて、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第 15 号から議第 23 号までは、原案のとおり承認いたします。

次に、報告聴取に移ります。

令和 5 年度分の報告第 1 号「専決処分に付した令和 5 年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算 (第 1 号)」から、報告第 6 号「専決処分に付した令和 5 年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算 (第 2 号)」までの 6 件及び、令和 6 年度分の報告第 1 号「専決処分に付した令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算 (第 1 号)」の、以上 7 件を一括して事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長補佐)

ご報告 7 件の内、まず令和 5 年度分の「報告第 1 号 専決処分に付した令和 5 年度国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算 (第 1 号)」から「報告第 6 号 専決処分に付した令和 5 年度国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算 (第 2 号)」まで、以上 6 件を一括してご説明いたします。

なお、これらの補正予算は、総会を招集する暇がなく、国民健康保険法第 25 条第 2 項

に基づき、6年3月25日付けで、理事の皆様方による専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき、総会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の285頁をお開きいただきまして、参考として添付しております「令和5年度国保連合会補正予算(理事専決分)の概要」を用いまして、内容等のご説明をさせていただきます。

まず、報告第1号の診療報酬審査支払特別会計は業務勘定の補正で、補正額が5億9,726万5千円、補正後の額が35億3,746万9千円、補正予算の内容は、手数料及び繰越金等を財源とした、減価償却引当資産をはじめ資料に記載の3種類の積立資産への積立てでございます。

次に、報告第2号の介護保険事業関係業務特別会計は業務勘定の補正で、補正額が2,889万6千円、補正後の額が5億4,399万8千円、補正予算の内容は、繰越金を財源とした、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産への積立てでございます。

次に、報告第3号の障害者総合支援法関係業務等特別会計は業務勘定の補正で、補正額が115万1千円、補正後の額が1億9,361万8千円、次の頁へ参りまして、補正予算の内容は、繰越金を財源とした、減価償却引当資産をはじめ資料に記載の3種類の積立資産への積立てでございます。

次に、報告第4号の後期高齢者医療事業関係業務特別会計は業務勘定の補正で、補正額が1億3,561万5千円、補正後の額が17億8,273万円、補正予算の内容は、繰越金を財源とした、財政調整基金積立資産及びICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産への積立てでございます。

次に、報告第5号の特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計は業務勘定の補正で、補正額が1,412万2千円、補正後の額が8,446万7千円、補正予算の内容は、手数料及び繰越金等を財源とした、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産への積立てや国保中央会負担金の補正でございます。

最後に、報告第6号の職員退職手当金特別会計の補正は、補正額が10万2千円、補正後の額が7,536万5千円で、退職給付引当資産積立金繰入金を財源とした自己都合退職者に対する退職手当金の補正でございます。

続きまして、令和6年度分「報告第1号 専決処分に付した令和6年度国保連合会一般会計歳入歳出補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

議案書の297頁をお開きください。

この補正予算は、総会を招集する暇がなく、6年5月13日付けで、理事の皆様方による専決処分を行ったもので、一般会計の補正でございます。補正額は230万5千円、補正後の額は1億492万7千円で、補正予算の内容は、府委託金を財源とした介護職員等処遇改善支援事業事務費の補正でございます。

令和5年度及び令和6年度の理事専決による補正予算は、以上のとおりでございます。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

特にご質問がないようですので、ご了承いただいたものといたします。

以上で議決事項の審議及び報告事項の聴取は終了いたしました。

ここで、事務局から報告があるようですので、聴取いたします。

(事務局：総務課長補佐)

299 頁をご覧ください。

この決議は、去る 6 月 28 日に開催された国民健康保険中央会の臨時総会で採択されたものであり、国保総合システムにおいて国の意向を踏まえ実施する開発等に要する費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、7 年度分についても引き続き国の責任において必要な財政措置を講じるよう求めるものでございます。

国保中央会では、この決議を基に、厚生労働大臣及び財務大臣をはじめ、主要な国会議員等に陳情を行うこととしており、本会としても、国保中央会や他の国保連合会と連携し、国補助金の確保に向けて取組を続けて参ります。

決議についてのご報告は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

特にご質問もないようですので、これもちまして通常総会を終了させていただきます。

長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。また、円滑にすべての審議が終了できましたことを重ねてお礼申し上げます。議長を退任させていただきます。

どうも、ありがとうございました。

(事務局)

鎌田理事長、ありがとうございました。

これを持ちまして、国保連合会通常総会を閉会とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。